

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 29 日

各地方整備局 企画部 情報通信技術課長 殿
北海道開発局 事業振興部 機械課 電気通信官 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 情報通信技術室長 殿

大臣官房 技術調査課
電気通信室 課長補佐

「インターチェンジ・洞門・立体交差部照明設計要領（案）」の試行について

標記について、インターチェンジ・洞門・立体交差部照明設計要領（案）を作成したので、試行されたい。

記

1. 試行内容

インターチェンジ・洞門・立体交差部照明設計要領（案）
※詳細は別紙のとおり

2. 試行開始時期

平成 30 年 4 月 1 日以降に公告を行う案件

担当：国土交通省大臣官房技術調査課
電気通信室電気通信基準係
田島（80-22376）
小谷（80-22377）

インターチェンジ・洞門・立体交差部照明設計要領（案）

1. インターチェンジ照明

(1) インターチェンジ照明の平均路面輝度は、原則として、本線分合流部を 1.0 cd/m²、ランプウェイ部及びランプウェイ分合流部を 0.5 cd/m²とする。

ただし、本線部の照明については、連続照明区間の場合に設置するものとし、本線分合流部、ランプウェイ部及びランプウェイ分合流部の照明については、インターチェンジの出入交通量に応じて、上記平均路面輝度のときの照明規模を表 1-1 に示す照明規模に低減するものとする。

表 1-1 照明規模

本線分合流部 等	出入交通量 (台/日)		20,000 以上	20,000 未満 15,000 以上	15,000 未満 5,000 以上	5,000 未満
	照明規模		A	B	C	D
設置規模	本線分合流部		100%	75%	50%	25%
	ランプウェイ部		100%	50%	50%	-
	ランプ分合流部		100%	100%	100%	50%

(2) 出入交通量 5,000 台/日未満であっても周辺環境及び道路線形等を考慮して、照明規模 C を適用することができる。

(3) 照明規模 B 又は C のランプウェイ部においては、本線部の照明が連続照明区間で無い場合、又は周辺環境及び道路線形並びに連続距離等を考慮した上で、照明の配置を省略することができる。

2. 洞門照明

洞門照明は、電気通信施設設計要領（電気編）第 10 章トンネル照明設備に準ずるものとする。

3. 立体交差下部照明

立体交差下部照明は、電気通信施設設計要領（電気編）第 9 章道路照明設備 9-2-3 局部照明又は第 10 章トンネル照明設備に準ずるものとする。